

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正	備考
<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>② プロ選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること</p> <p>(2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下総称して「加盟リーグ等」という）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること</p> <p>(3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること</p> <p>(4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと</p>	<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>② プロ選手及びクラブは、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること</p> <p>(2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下総称して「加盟リーグ等」という）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること</p> <p>(3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること</p> <p>(4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと</p> <p><u>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 契約は尊重されなければならない。</u></p> <p><u>(2) 契約は、正当事由がある場合には解除することがで</u></p>	<p>適正化</p> <p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則第7条より移動（以下(5)まで</p>

きる。この場合、契約を解除した当事者は損害賠償義務を負わず、懲罰も科されない。

(3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。

(4) 正当事由のない契約解除の場合、損害賠償金が支払われるべきであり、かかる損害賠償の金額は当該契約において予め規定することができる。

(5) 正当事由のない契約解除の場合、違反当事者に対して、懲罰を科することができるものとする。

④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。

FIFA規則
第17条-1

(1) 選手が、決定（契約に基づく紛争解決機関による決定。以下に同じ）の日までに、新たなクラブと契約を締結しなかった場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額とする。

(2) 選手が、決定の日までに、新たなクラブと契約を締結した場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を控除した金額（以下、「控除残存報酬額」という。）とする。ただし、クラブによる当該契約解除において、報酬の未払いが伴う場合、クラブは選手に対して、追加的損害賠償金として、当該解除された契約の3か月分の平均の月額報酬に相当する金額を控除残存報酬額に追加して支払わなければならない。さらに、当該正当事由なき契約解除の悪質性の度合いによっては、当該追加的賠償金は当該平均の月額報酬の6か月分まで増額することができるが、この場合であっても損害賠償金の合計金額は当該解除された契約の残存期間分の報酬を超えないものとする。

- ③ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。
- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。
- ⑤ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。
- ⑥ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑦ いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。
- ⑧ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接または間接に受け取る権利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本⑧において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。

- ⑤ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。
- ⑥ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。
- ⑦ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可を条件としてはならない。
- ⑧ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑨ いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。
- ⑩ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接または間接に受け取る権利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本項において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。

- ⑪ いかなるクラブ及び選手も、本規則及びFIFA規則の適用を回避し、又は、他人若しくは他の団体を欺く目的で、同一選手について中間クラブを介在させ2回の連続した移籍（国内、国際を問わない）（以下、「ブリッジ移籍」という。）に関与してはならない。同一の選手が16週間以内に二回連続して移籍した場合、そうでないことをクラブ又は選手が証明できない限り、当該二回の移籍に関与した選手及びクラブはブリッジ移籍に関与したものと推定される。本規則に違反した場合、当該目的との関係では当該ブ

適正化

FIFA規則
第5条bis

- ⑨ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

2. 登録

2-1 本協会への登録

- ⑤ 登録年度（登録有効期間）

(1) Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手：2月1日から翌年1月31日までの1年間

(2) 上記(1)以外のチーム及び所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間

- ⑩ シーズン

リッジ移籍は無効とし、かつ、違反した者には本協会規律委員会によって懲罰が科される。

- ⑫ 前項に定めるもの以外にも、クラブ及び選手は、本規則及びFIFA規則の適用を回避することを意図した不当な登録や契約をしてはならない。違反した者には本協会規律委員会によって一定期間の新たな選手の登録禁止処分又は活動停止処分を含む懲罰が科される。

- ⑬ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

2. 登録

2-1 本協会への登録

- ⑤ 登録年度（年度）

(1) 登録年度（選手の登録が有効となる期間）は以下の通り定める。

イ. Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手：2月1日から翌年1月31日までの1年間

ロ. 上記以外のチーム及び所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間

(2) 選手は、1つの登録年度において最大3つのチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チーム（2020年度及び2021年度については新型コロナウイルス感染症禍の例外として最大3チーム）のために公式試合に出場する資格を有する。

(3) 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）あるいはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

- ⑩ シーズン

6-5より移動

適正化

⑩(2)より移動
同時に、FIFA規則第5条4-i（コロナ禍による影響を考慮した例外規定）を規定

⑩(3)より移動

(1) シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から最終の公式試合の日までの期間とする。

(2) Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、1つのシーズンにおいて最大3つのチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。

(3) 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）あるいはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

⑪ 登録ウインドー

(1) Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）においてのみ登録されることができる。

(2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。

イ. 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。

ロ. 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない。

(3) 上記(1)に関して、選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り、登録されることができる。

(4) 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設

本規則において、シーズンとは、当該年における初回の登録ウインドー開始日から12か月の期間とする。

⑪ 登録ウインドー

(1) Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）においてのみ登録されることができる。

(2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。

イ. 初回の登録ウインドーは、毎年1月の第1金曜日（1月1日又は2日が第1金曜日の場合は、第2金曜日）から始まり12週間を超えない期間。

ロ. 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない期間。

(3) 上記(1)に関して、選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り、登録されることができる。

(4) 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設

FIFA規則(定義no. 9)に合わせ適正化

1(2)に移動

1(3)に移動

FIFA規則(定義no. 9)に合わせ適正化

定されるものとする。

⑫ 登録ウインダーの例外

- (1) ⑪にかかわらず、登録ウインダーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインダー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインダー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍（「育成型期限付移籍」）については、⑪にかかわらず、登録ウインダー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-3）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする）。
- イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること（選手の年齢は、当該シーズンの2月1日の前日における満年齢とする）
- ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意

定されるものとする。

⑫ 登録ウインダーの例外

- (1) ⑪にかかわらず、登録ウインダーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインダー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインダー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍（「育成型期限付移籍」）については、⑪にかかわらず、登録ウインダー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインダーの適用例外に関する申請書」（書式H-3）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする）。
- イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること（選手の年齢は、当該登録年度の2月1日の前日における満年齢とする）
- ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意

していること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

(4) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（Ｊリーグ又はＪＦＬの第１種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑪の適用対象とはならない。

6. トレーニング補償金（アマチュアからプロ）

6-5 育成関連費用ルールの悪用の禁止

クラブは、本協会及びFIFAが定めるトレーニング補償金等の支払いに関して、これらを回避し又は減額することを意図した不当な登録や契約をしてはならない。これには、カテゴリーの低いクラブのステータスを悪用しこれをバイパスとするような移籍を含むがこれに限らない。本項に違反したクラブには、一定期間の新たな選手の登録禁止処分が科される。

7. トレーニング補償金（プロからプロ）

(8) トレーニング補償金（プロからプロ）の請求及び支払いに関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニング補償金（プロからプロ）に関する運用基準」によるものとする。

8. 支度金

8-2 支度金支給基準規程

（単位：万円）

していること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

(4) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（Ｊリーグ又はＪＦＬの第１種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑪の適用対象とはならない。

6. トレーニング補償金（アマチュアからプロ）

7. トレーニング補償金（プロからプロ）

8. 支度金

8-2 支度金支給基準規程

（単位：万円）

1-2 ⑫に移動

適正化（運用基準は存在しない）

費目\支払対象				費目\支払対象				適正化	
独身者		妻帯者(配偶者のみ)	妻帯者(同居扶養家族有)	独身者		既婚者(配偶者のみ)	既婚者(同居扶養家族有)		
住居費		80(1DK)	100(2DK)	150(3LDK)	住居費		80(1DK)	100(2DK)	150(3LDK)
子供用品等		0	0	50	子供用品等		0	0	50
家具等	電化製品	100			家具等	電化製品	100		
	その他の家具等	100				その他の家具等	100		
自動車		100			自動車		100		
合計		380	400	500	合計		380	400	500
② 支払対象区分 (1) 独身者 (2) 妻帯者(配偶者のみ) (3) 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合				② 支払対象区分 (1) 独身者 (2) 既婚者(配偶者のみ) (3) 既婚者でかつ同居の扶養家族がいる場合					
12. 改正				12. 改正					
				<u>2021年 3月11日</u>					